



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年12月21日(月) 号外(第5号)

目次

ページ

規 則

- 群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則(デジタルトランスフォーメーション課) 2
- 群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例施行規則(同) 2

■ 規 則

群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和二年十二月二十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第八十九号

群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例（令和二年群馬県条例第六十一号）の施行期日は、この規則の公布の日とする。

群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和二年十二月二十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第九十号

群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県庁舎三十二階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例（令和二年群馬県条例第六十一号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認申請)

第二条 条例第五条第一項の規定により、同項に規定する特定施設の利用の承認を得ようとする者（以下「申請者」という。）は、官民共創スペース利用承認申請書（別記様式第一号）を知事に提出しなければならない。ただし、条例別表に掲げる時間利用又は一日利用に係る有料座席を利用しようとする者にあつては、この限りでない。

(利用の承認)

第三条 知事は、前条の規定による申請があつた場合において、特定施設の利用を承認したときは、申請者に官民共創スペース利用承認書（別記様式第二号）を交付するものとする。

2 前項の承認書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、特定施設を利用するときは、当該承認書を職員に提示しなければならない。

3 前条ただし書に該当する者の承認は、職員が、当該者に対して、知事が別に定める登録証の提示を求め、確認することにより行うものとする。（利用の変更又は取消し）

第四条 利用者は、利用の変更又は取消しをしようとするときは、官民共創スペース利用変更（取消し）承認申請書（別記様式第三号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、利用の変更又は取消しを承認したときは、利用者に官民共創スペース利用変更（取消し）承認書（別記様式第四号）を交付するものとする。

(使用料の納付期限)

第五条 条例第十条に規定する使用料は、知事が指定する期限までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第六条 条例第十一条で定める特別の理由は次の各号に掲げるものとし、当該理由により減免する額はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一 条例別表に掲げる時間利用又は一日利用に係る有料座席を利用しようとする者が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する児童、生徒及び学生並びにこれに準ずる者と知事が認めたものである場合、当該使用料の十分の四に相当する額

二 その他知事が特に必要があると認める場合、知事が適当と認める額

2 前項第一号の使用料の減免を受けようとする者は、官民共創スペース使用料減免申請書（別記様式第五号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、使用料の減免を決定したときは、官民共創スペース使用料減免承認書（別記様式第六号）を交付するものとする。

(使用料の返還)

第七条 条例第十二条ただし書に規定する利用者の責めに帰することができない理由により特定施設を利用することができなくなった場合に返還する使用料の額は、既に納付した使用料の額から、当該月において利用することができた日の日数に、個人の場合には三百三十円を、法人の場合には八百三十円を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を控除した額とする。

2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、官民共創スペース使用料返還申請書（別記様式第七号）を知事に提出しなければならない。

(遵守事項)

第八条 利用者及び第三条第三項の承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 引火性物品等の危険物を持ち込まないこと。
- 二 群馬県庁舎三十二階官民共創スペース（以下「官民共創スペース」という。）の施設、附属設備及び備品等を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をしないこと。
- 三 職員の指示に従うこと。
- 四 前三号に定めるもののほか、知事が別に定める事項

2 利用者は、官民共創スペースにおいて企画事業を実施するときは、前項各号及び次に掲げる事項を入場者に遵守させなければならない。

一 所定の場所以外において飲食し、又は喫煙をしないこと。

二 他の入場者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる行為をしないこと。

(管理の細則)

第九条 条例及びこの規則に定めるもののほか、官民共創スペースの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（規格A4）（第2条関係）

官民共創スペース利用承認申請書	
年 月 日	
群馬県知事 あて	
申請者 住 所 氏 名 電話番号 法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名	
次のとおり利用の承認を申請します。 なお、利用に際しては、群馬県庁舎32階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例及び群馬県庁舎32階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例施行規則に従います。	
区 分	利用希望日
<input type="checkbox"/> 有料座席 （1月利用（個人））	年 月 日から 年 月末日まで <input type="checkbox"/> 翌月以降の自動更新を希望
<input type="checkbox"/> 有料座席 （1月利用（法人））	年 月 日から 年 月末日まで <input type="checkbox"/> 翌月以降の自動更新を希望

別記様式第2号(規格A4)(第3条関係)

<p>官民共創スペース利用承認書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">群馬県知事</p> <p>年 月 日付けで申請のあった官民共創スペースの特定施設の利用については、次のとおり承認します。</p>	
区 分	利 用 日
<input type="checkbox"/> 有料座席 (1月利用(個人))	年 月 日から 年 月末日まで <input type="checkbox"/> 翌月以降自動更新
<input type="checkbox"/> 有料座席 (1月利用(法人))	年 月 日から 年 月末日まで <input type="checkbox"/> 翌月以降自動更新

別記様式第3号（規格A4）（第4条関係）

官民共創スペース利用変更（取消し）承認申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div>			
群馬県知事 あて			
申請者 住 所 氏 名 電話番号 法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名			
年 月 日付けで承認のあつた官民共創スペースの特定施設の利用について、次のとおり変更（取消し）の承認を申請します。			
区 分	変 更 前	変 更 後	
<input type="checkbox"/> 有料座席 （1月利用（個人））	年 月 日から 年 月末日まで <input type="checkbox"/> 翌月以降自動更新	年 月 日から 年 月末日まで <input type="checkbox"/> 翌月以降自動更新	<input type="checkbox"/> 取消し
<input type="checkbox"/> 有料座席 （1月利用（法人））	年 月 日から 年 月末日まで <input type="checkbox"/> 翌月以降自動更新	年 月 日から 年 月末日まで <input type="checkbox"/> 翌月以降自動更新	

別記様式第4号(規格A4)(第4条関係)

官民共創スペース利用変更(取消し)承認書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px; margin-top: 20px;">群馬県知事</div> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日付で申請のあった官民共創スペースの特定施設の利用の変更(取消し)については、次のとおり承認します。</p>			
区 分	変 更 前	変 更 後	
<input type="checkbox"/> 有料座席 (1月利用(個人))	年 月 日から 年 月末日まで <input type="checkbox"/> 翌月以降自動更新	年 月 日から 年 月末日まで <input type="checkbox"/> 翌月以降自動更新	<input type="checkbox"/> 取消し
<input type="checkbox"/> 有料座席 (1月利用(法人))	年 月 日から 年 月末日まで <input type="checkbox"/> 翌月以降自動更新	年 月 日から 年 月末日まで <input type="checkbox"/> 翌月以降自動更新	

別記様式第5号(規格A4)(第6条関係)

<p>官民共創スペース使用料減免申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>群馬県知事 あて</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 電話番号</p> <p>次のとおり使用料の減免の承認を申請します。</p>	
減免申請の理由	<input type="checkbox"/> 群馬県庁舎32階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項第1号に該当
<p>※ 申請に当たっては、次の内容を確認の上、□にレを記入してください。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 条例第11条で定める特別の理由は次の各号に掲げるものとし、当該理由により減免する額はそれぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 条例別表に掲げる時間利用又は1日利用に係る有料座席の利用者が、<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)</u>、<u>同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する児童、生徒及び学生並びにこれに準ずる者と知事が認めたものである場合</u> 当該使用料の10分の4に相当する額</p>	

別記様式第6号(規格A4)(第6条関係)

<p>官民共創スペース使用料減免承認書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">群馬県知事</p> <p>年 月 日付で申請のあった官民共創スペースの使用料の減免については、次のとおり承認します。</p>	
<p>減免の理由</p>	<p>群馬県庁舎32階官民共創スペースの設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項第1号に該当</p>

別記様式第7号(規格A4)(第7条関係)

官民共創スペース使用料返還申請書		年 月 日
群馬県知事	あて	
	申請者 住 所 氏 名 電話番号 法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名	
次のとおり使用料の返還を申請します。		
利 用 承 認 日	年 月 日	
納 付 日	年 月 日	
返 還 申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
返 還 申 請 理 由		
添 付 書 類	使用料の領収書	
返還金受取金融機関	金融機関名	
	本支店名	
	口座番号	普通・当座
	カタカナ	
	口座名義人	

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
